

訪問リハビリテーション料金表

令和6年7月1日改定

基本サービス費

単位(円)

内 容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	308/20分	308	616	924
介護予防訪問リハビリテーション費	298/20分	298	596	894
※利用を開始月から12月超の利用 ただし3ヶ月に1回リハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成 員と共有、リハビリ計画の見直し、リハビリデータを厚生労働省 へ提出することで減算は行ないません。	-30/日	-30	-60	-90
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6/20分	6	12	18
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3/20分	3	6	9
特別地域加算 ※各介護サービスの所定単位数のうち15%にあたる額が加算されます。(令和6年7月～)				

算定加算 ※加算料金については該当される場合のみの算定となります。

単位(円)

内 容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(イ) ※要介護者のみ	180/月	180	360	540
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) ※要介護者のみ	213/月	213	426	639
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 (イ)又は(ロ)に270単位を加算	270/月	270	540	810
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※要介護者のみ 退院(所)日または訪問開始日から3ヶ月以内 週に2日を限度	240/日	240	480	720
移行支援加算 終了後の情報をケアマネージャーから情報提供を受けることや、訪問リハビリ を利用終了し社会参加等を支援した利用者の占める割合が5%を越えるなど 厚生労働省が定める基準に適合する場合	17/日	17	34	51
短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日または新規認定開始日から3ヶ月以内 週2回以上ご利用の場合	200/日	200	400	600
退院時共同指導加算 理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅のリハビリ テーションに必要な指導を共同して行った場合 ※当該退院につき1回に限る	600/回	600	1200	1800
事業所の医師がリハビリ診察を行なわなかった場合	-50/日	-50	-100	-150